

レンタル自転車ご利用規約

1. 貸出方法

レンタル自転車の利用を希望される方は、ご利用希望日時をJO-KITA TERRACE1階の管理事務所(以下「管理事務所」)へお電話でお伝えして頂くか、当マンションの公式LINEにご登録頂き、株式会社中村工務店 管理営業部(以下「当社」)へお申し込みください。申請時に使用可能なレンタル自転車の番号と開錠用のキー番号をお伝えします。

申請した使用日時にレンタル自転車の鍵(ダイヤルキー)を開錠して使用。返却時には所定の場所に鍵をロックして駐輪してください。申込書に記載された時間内に返却されていない場合、やむを得ない理由を除いて次回からはレンタル自転車をご利用頂けません。

2. レンタル自転車のご利用前の点検について

利用者はブレーキの効き、ハンドルの曲がり、ベルの鳴り、タイヤの空気圧などの安全かつ適切に利用ができる状態であることを使用前に確認するものとします。

3. 予約状況の確認方法

管理事務所入口に掲示している会議室使用予定表をご覧ください。当マンションの公式LINEでもご確認頂けます。

4. レンタル自転車の修理について

利用者の故意または重大な過失に起因する修理以外は当管理事務所の負担で行います。

レンタル自転車の使用前や使用後に問わずレンタル自転車の損傷、備品の紛失および整備不良を発見したときは、速やかに管理事務所に連絡するものとします。

5. 貸出時間

365日利用可能。原則1回の利用で24時間利用可能。

6. 貸出料金

JO-KITA TERRACEの入居者は無料。入居者の関係者がご利用の場合は管理事務所へご相談下さい。

7. レンタル自転車をご利用頂けない日

管理事務所が定休日の毎週日曜日とゴールデンウィーク休暇、夏期休暇、年末年始休暇期間中はご利用頂けません。

点検のため特に必要があるときは、上記以外の日でもご利用頂けない場合がございます。

8. レンタル自転車の利用対象者

JO-KITA TERRACEの入居者。

9. 利用者の過失の責任範囲

- JO-KITA TERRACEのレンタル自転車及び鍵(ワイヤーロック含む)を紛失した場合(盗難された場合を含みます)又は利用者の使用時に本件自転車に瑕疵、破損若しくは不具合が生じた場合、利用者が本件自転車を復旧又は修理するものとし、その費用は利用者が負担するものとします。
- 利用者がJO-KITA TERRACEのレンタル自転車を放置した事によって、本件自転車の撤去、保管等の諸費用などが発生した場合、利用者は管理事務所に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。
自治体および警察等から管理事務所に対して本件自転車の放置について連絡があった場合、管理事務所は利用者へ連絡し、速やかに本件自転車を所定の場所に移動させ、利用者に対し違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし利用者は、これに従うものとします。
- 本件自転車に係る事故に遭遇した場合、事故の規模にかかわらず、速やかに管理事務所へ本件事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を連絡するものとし、警察に連絡する等法令で定められた措置をとるものとします。
- JO-KITA TERRACEのレンタル自転車を改造、分解、損壊等を行った場合は利用者は当管理事務所が指定する内容で実費弁償を行うものとする。

10. レンタル自転車のご利用にあたっての禁止事項

レンタル自転車のご利用には、安全面などを考慮して以下の内容の行為を禁止させていただきます。

- JO-KITA TERRACEのレンタル自転車を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分は禁止となっております。
- 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為、法令や交通規則を無視した自転車の利用はしないこと。
- 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適当な場所での使用をしないこと。
- 歩行者などの通行障害となるような行為をしないこと。
- 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為をしないこと。
- 条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地および通行の障害となるような場所での駐輪をしないこと。
- 身長が145cmに満たない方はご利用頂けません。